（気象業務法施行規則の一部改正）

第十条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験の申請） **第十六条**　試験（指定試験機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　最近六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真 2　（略）	（試験の申請） **第十六条**　試験（指定試験機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦五センチメートル、横五センチメートルの写真 2　（略）

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第十一条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転免許の申請） **第五条**　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添付しなければならない。 一・二　（略） 3　（略）	（運転免許の申請） **第五条**　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルの申請者の写真（以下「免許用写真」という。）二枚（第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚）を添附しなければならない。 一・二　（略） 3　（略）